

令和 7 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 6 回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開 催 日 時		令和 7 年 8 月 29 日（金）9 時 58 分～16 時 18 分
開 催 場 所		鹿児島合同庁舎第 2 会議室
出席者	公益代表委員（3 名）	川口俊一 瀬口毅士 松本俊哉（敬称略）
	労側委員（3 名）	海蔵伸一 白石裕治 眞下浩一（敬称略）
	使側委員（3 名）	岩田英明 千代森修一 瀧上剛一郎（敬称略）
	事務局（3 名）	藤原労働基準部長 小城賃金室長 二石賃金室長補佐
議題	1 鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	机上配布 令和 7 年度地域別最低賃金の審議・決定状況 公益委員の見解 鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書	

○ 川口部会長

おはようございます。スケジュール調整等非常に難しい中、皆さん全員お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。

ただいまから令和 7 年度第 6 回鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、本日の部会の成立について、事務局より報告をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

本日は、公益委員 3 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名の合計 9 名の全委員にご出席頂いておりますので定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、事務局にて、本日の会議の開催に先立ち、傍聴及び取材希望について周知を行いましたところ、10 名の傍聴の希望と報道機関 9 社からの取材希望を受け付けており、ただいま待機して頂いております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。本専門部会は有効に成立しているとのことでした。

これから審議を始めたいと思いますが、今、事務局から話がありましたように、本日は傍聴と取材の希望をされる方々がいらっしゃいます。公労使三者がそろって議論を行う場合については公開としたいと思いますので、事務局は傍聴希望者及び取材希望者を入室させ、会議資料を配付してください。

傍聴者、取材者を案内

○ 川口部会長

それでは、早速、審議に入りたいと思います。

まず、事務局から何か報告等ございますか。

○ 小城賃金室長

本日の配付資料はございません。現時点で事務局にて把握している各局の審議決定状況等を一覧にまとめたもののみ机上配付させて頂いております。

宜しくお願いします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。机上配付されている資料等がございますということです。

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

(質問等なし)

○ 川口部会長

それでは、具体的な審議に入っていきたいと思います。

前回第5回の本専門部会において、労側が88円から5円の歩み寄り、83円の引上げで1,036円。使側はこれ以上の引上げは考えていないとして、64円の引上げで1,017円を堅持した状態であります。労使のご意見には隔たりがあり、これ以上の審議を進めることは困難であると判断して、前回の専門部会を終えたところであります。

これから先の議論としましては、各都道府県の結審の状況等を踏まえながら、鹿児島県にふさわしい最適な最低賃金は幾らなのかということで金額に関する審議を進めていく形となります。

まず、労側のご意見、ご提示額等、新たな提案がございましたら伺いしたいと思います。労側、よろしくお願いします。

○ 白石委員

労側の白石です。

本審が始まったときから言っていることですが、最低賃金というのは、経済を回す上での人への投資ということと、食料品を始めとした物価高の中でどうしていくのか、そして、格差是正をどうしていくのか、本県は最低賃金近傍で働く人が他県に比べて人数も割合も多い、最低賃金の意味を踏まえきちんと救えるように、いかに最低賃金近傍で働いている人たちに手を差し伸べられるのかというのが、今年も含めて大きなところになってくるのではないかと考えております。

賃金の歩み寄りについては、今現在、前回提示をしたとおりでお願いしたいと考えております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。労側のご説明でした。

続きまして、使側はいかがでしょう。

○ 濱上委員

使用者委員の濱上でございます。

いつも申し上げておりますけれども、私共も最低賃金はずっと引き上げていかななくてはならないということは理解をしております。

ただ、その上げ方というのは、持続可能な、しかも自律的に上げていかななくてはいけないものだとは認識しております。そういった意味で、最低賃金は3要素で決めるというもので、私共とすれば、どうしても支払い能力を重視していかななくてはいけないという認識に変わりはありません。

支払い能力という観点からは、非常に厳しい高い数字ではあるのですが、先ほどから出ておりますように、労働者の生計費が上がってきているということも十分踏まえた上で、本当ぎりぎりの判断、苦渋の判断で、64円という数字、目安と同額の64円という数字をお示ししておりますので、さらに数字を調整するといえますか、引き上げるというデータ、根拠というものはもう持ち合わせておりませんので、64円のままということでございます。

それと併せて、これも審議当初から申し上げておりますけれども、これだけの額を上げるということでございますので、やはり効力発生日についても多くの準備期間が必要です。その内容についてはこれまでも縷々説明をしてきました。そういったことで、この効力発生日を後ろ倒しすることを強く主張をいたします。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。労側、使側、それぞれにご説明頂いたところです。

お互いの報告と説明等に関しまして、何かご質問、ご意見等ございませんか。

（質問、意見等なし）

○ 川口部会長

公益のほうもよろしいですか。

（質問、意見等なし）

○ 川口部会長

労側、使側ともに、再度日程をかけながらご検討頂き、ご意見を述べて頂いたところではありますが、現時点での平場でのご意見、ある程度尽くされた感もあります。

ここで、公労協議、公使協議の二者協議に移りたいと考えますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○ 川口部会長

ありがとうございます。

それでは、二者協議に移っていきたいと考えます。

会場の振り分けですが、すぐに二者協議に入りたいということであれば、二者協議会場を1階の研修室、もう一者の控室を同じく1階の第1会議室とさせていただきます。前回同様です。

傍聴者及び取材関係者の方々に关しましては、この会議室を控室として待機頂いて結構かと思いますので、よろしくお願いします。

公労使による三者協議を再開する際には、改めてこの会議室で議事を再開いたします。

それでは、移動をよろしくお願いいたします。

<二者協議>

○ 川口部会長

皆さん、お疲れさまです。長くお待たせいたしました。

それでは、審議を再開いたします。

当専門部会は、7月28日の第1回専門部会に続いて、8月5日、8日、19日、21日、本日と6回にわたり審議を重ねてまいりました。公益委員としましては、全会一致を目標に個別協議を行いながら各側の主張をお聞きし、公益委員の意見も労使各側に十分にお伝えし、ご協力をお願いしてきたつもりであります。

しかしながら、労働者側は、本日の審議の中で77円プラスの1,030円。そして、使用者側は64円プラスの時給1,017円を主張されております。

そういった中で、公益委員としましては、あくまで全会一致の結論を出したいと思っておりましたが、一致を見るに至っておりません。

そこで、公益見解を示し、最終的に採決により賛否をお伺いいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川口部会長

ありがとうございます。

それでは、ここで公益委員において協議し、公益委員見解をまとめるために、再度、20分

程度休憩を頂きたいと思います。その後、3時50分を目途にまた再開いたしますので、よろしくお願いいいたします。

休憩に入ります。

< 休 憩 >

○ 川口部会長

それでは、再開いたします。

お手元に配付してあります公益委員見解を申し上げます。

公益委員の見解。

令和7年度鹿児島県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労、公使間の個別協議を重ねてきたが、双方の提示額には隔たりがあり、これ以上の歩み寄りは期待できない状況に至った。

そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を以下のとおり示すこととする。

1、中央最低賃金審議会の目安小委員会の公益委員見解では、地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待するとされているところであり、この公益委員見解の目安額に十分配意しつつ、これまで審議を進めてきた。

2、目安額については、中央最低賃金審議会の目安小委員会において、昨年度に引き続き消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費（「持家の帰属家賃を除く総合」に加え、「頻繁に購入」「1か月に1回程度購入」「基礎的支出項目」「食料」の4項目）を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されており、地方最低賃金審議会においても

その点について配慮する必要があった。

3、最低賃金については、3要素を考慮し、三者構成原則を踏まえ審議を行うこととされており、鹿児島地方最低賃金審議会においては、一定の引上げを行う必要性については三者とも共通認識であるものの、その引上げにおいて重視すべき要素は労使で意見が分かれた。

4、労働者側においては、最賃近傍で働く労働者は物価高で困窮しており、中賃同様に食料を主体とした労働者の生計費を重要視する必要があることや、これ以外にも、当県におけるハローワークの募集賃金と最賃の乖離の是正、連合が算出したリビングウェイズ、最賃の地域間格差の是正等の見解が示されており、これらを考慮した。

5、一方、使用者側は目安額を全く無視できるものではないとしながらも、原材料価格の高騰は大きな負担であり、価格転嫁が全ての企業で適切に行われておらず、特に中小企業・小規模事業者においては、いわゆるB to Cにおける価格転嫁が進んでいない現状から、通常の事業の賃金支払能力を考慮すべきであることや、8月の豪雨災害などに関しても、被災した地域においては少なからず影響も出ているとの主張があり、これを考慮した。

6、地域間格差について、今年度示された目安額はA、Bランクが63円、Cランクが64円であり、目安どおりの改定となった場合、最高額（東京都）に対する鹿児島県における額の比率は前年に比べて大きくなり、格差の是正が一定図られるものの、地方にとってはこうした比率による格差是正のみならず、金額差による格差是正が重要であり、上述の物価上昇率の状況等、3要素を勘案しつつ、可能な限り金額差の縮小を図るべきであると判断した。

7、これらのことを総合的に勘案して、公益見解としては、中央最低賃金審議会で示された目安額や公益見解を参酌した上で、県内の労働者の生活の安定を確保し、県民の消費活動の向上により、経済の好循環につながることを期待し、953円から73円引上げて、令和7年度の最低賃金を1,026円としたい。

8、このように、本年度においては過去最高の上げ幅であることや近年の大幅な最低賃金の引上げに対し、政府方針としても最低賃金の大幅な引上げが示されていることも踏まえ、中小企業・小規模事業者への激変緩和措置、税制優遇措置、被扶養者の限度額問題等、税・社会保障も含む省庁の垣根を超えた一体的な支援策の再構築をすることを政府等に強く求める。

9、また、最低賃金法第1条は国民経済の発展に寄与することを目的としていることから、労働者の生活の安定のみならず、事業が適切に行えていることも重要であり、近年の目安額の大幅な引上げによる倒産や雇用調整などを含めた中長期的な地方経済への影響について、

特に目安額を大きく上回る引上げを行った県を中心に把握、分析することが必要不可欠であると考えられることから、政府等において中長期的な実態調査、分析を行うことを併せて求める。

以上が公益委員見解でございます。

また、適用する地域、適用する使用者、適用する労働者、最低賃金において賃金に算入しないものは従来どおりとして、効力発生日は11月1日の指定日発効となります。

この見解をもって当専門部会の結論としてよろしいかどうか採決したいと思いますが、その前に、議事の決め方について、事務局より説明をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

最低賃金審議会令第5条及び第6条によりまして、議事は出席している委員の過半数をもって決する。可否同数のときは部会長が決めるとなっております。

以上でございます。

○ 川口部会長

ありがとうございました。議事の決め方については、事務局より説明があったとおりでございます。

それでは、お諮りいたします。

公益委員見解に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(公益2名、 労側3名、 使側0名、 合計5名)

○ 川口部会長

ありがとうございました。

続きまして、公益委員見解に反対の意見の委員は挙手をお願いいたします。

(公益0名、 労側0名、 使側3名、 合計3名)

○ 川口部会長

ありがとうございました。採決の結果、公益委員見解に賛成の委員は5名、反対の委員が3名でございます。従いまして、賛成多数により、ただいまの公益委員見解を当専門部会の結論とすることに決定いたしました。

なお、この結論は、本審において松本部会長代理からご報告頂くことになります。

部会報告書の作成について、事務局から報告をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

結審時に作成する部会報告書でございますが、本年度も昨年度と同様に、生活保護水準と最低賃金額との比較につきまして、中賃の考え方による計算額と、これに基づく乖離額の有無などを明確にしておく必要があると考えております。

つきましては、結審時の部会報告書に別紙としてこれを示す資料を添付させて頂きたいと考えておりますので、ご確認をお願いいたします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。結審時の部会報告書に、生活保護水準と最低賃金額との比較について、中賃の考え方による具体的な計算額やその場合の乖離額の有無などを別紙として添付したいということですが、これにつきましては、皆さん、よろしいですか。

(異議なし)

○ 川口部会長

ありがとうございます。

それでは、事務局は報告文の準備をお願いいたします。

報告文作成まで10分弱程度休会といたします。よろしくお願いします。

< 休 会 >

○ 川口部会長

お待たせしました。

それでは、私の方から報告書を読み上げます。

鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和7年7月16日、鹿児島県最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。また、報告に当たっては、別紙2のとおり、平成20年8月6日付中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について答申」の考え方に基づき、

最新のデータにより、令和５年10月６日発効の鹿児島県最低賃金（時間額897円）は令和５年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員、川口俊一、瀬口毅士、松本俊哉。

労働者代表委員、海蔵伸一、白石裕治、眞下浩一。

使用者代表委員、岩田英明、千代森修一、瀧上剛一郎。

別紙１です。

鹿児島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- １、適用する地域、鹿児島県の区域。
- ２、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
- ３、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
- ４、前号の労働者に係る最低賃金額、１時間1,026円。
- ５、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- ６、効力発生日、令和７年11月１日。

別紙２につきましては、鹿児島県最低賃金と生活保護との比較ということで、生活保護費につきましては、比較対象者が18歳から19歳の単身世帯者、対象年度は令和５年度、生活保護費はここに書いてあるとおりです。

生活保護に関わる施策との整合性については、上記１の（２）に掲げる金額の１か月換算額と上記２の（３）に掲げる金額を比較すると鹿児島県最低賃金の下回っているとは認めなかったということでございます。

以上です。

本日の長時間のご審議、ありがとうございました。

本日が最後の部会ですが事務局より何か報告等ございますか。

○ 二石室長補佐

専門部会の結審に伴います本審につきましては、第１回本審の際にあらかじめ協議頂きましたとおり、第３回本審を本日の16時半から、場所はこの第２会議室で開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

それでは、第3回本審は、引き続き今日の16時30分からの開催となりますので、よろしくお願いします。

それでは、本日、最後の専門部会ですが、事務局よりほかに何かございますか。

○ 藤原労働基準部長

労働基準部長、藤原でございます。

鹿児島県最低賃金の審議に関しましては、7月16日に労働局長より改正に係る諮問をさせて頂き、当専門部会を設置の上7月28日に第1回の専門部会を開催し、本日まで6回に渡って専門部会を開催し審議をして頂いたところでございます。

今年度も非常に暑い中の開催となりましたが、委員の皆様には業務ご多忙の中出席を頂き、また、川口部会長をはじめ、委員の皆様方には真摯なご審議を頂きましたことを改めて心から厚く御礼申し上げます。

今回の結審につきましては全会一致には至りませんでした。A、Bランクが63円、Cランクが64円と過去最大の目安額が示され、最低賃金に係る話題が連日のように報道されるなど、審議に対する注目が極めて高い中、公労使それぞれのお立場で多大なご尽力の上で出された結果であり、改めまして感謝を申し上げる次第でございます。

今後は、本日この後、第3回本審が開催され、その中で部会長報告がなされることとなっておりますが、引き続き各委員の皆様方のご協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

それでは最後に、議事録確認者を指名いたします。

労側は白石委員、使側は濱上委員をお願いいたします。

これにて本年度の専門部会は全て終了いたしました。長時間、長期間にわたり非常に熱心な審議を頂きました。労側の委員、使側の委員、お互い建設的で積極的なご意見等を頂きながら充実した審議ができたことを、改めて専門部会長として感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第6回専門部会を閉会致します。ありがとうございました。